

令和3年福島県沖を震源とする地震により被災された お客さまに対する各種特別取扱いについて

このたびの地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域のお客さまに対し、以下の特別取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長について

お申出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月延長いたします。

2. 保険金・給付金・契約貸付金等の各種支払手続きに関する取扱い

お客さまや医療機関の状況に応じて、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

以上

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター（フリーダイヤル） 0120-521-513

受付時間 平日9:00~17:00（土・日・祝日および12/31~1/3を除く。）